

(18) 鳥取県住宅供給公社 給与等状況報告書

1 職員給与の状況（令和7年度）

給 与 費	12,882 千円
-------	-----------

3 職員の初任給の状況（令和8年4月1日現在）

区 分		初 任 給	備 考
一般職	大学卒	223,582 円	鳥取県の例による。 （経営状況を踏まえ令和8年4月から令和9年3月は県職員の給与に関する条例で定める額から一般職は5.9%削減。）
	高校卒	194,505 円	同上

5 職員手当の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	内 訳	
期末手当 勤勉手当	〔支給割合〕	
	区 分	期末手当 月分
	6 月期	0.7375 月分
	12月期	0.7375 月分
	計	1.4750 月分
	勤勉手当 月分	
	0.9625 月分	0.9625 月分
	0.9625 月分	1.9250 月分
	(注) 経営状況を踏まえ、期末手当について令和8年4月から令和9年3月は県職員の給与に関する条例で定める割合から年間1.05月削減した支給割合を適用。	
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有	
〔令和7年度実績〕		
1人当たりの平均支給額	1,252,719 円	

区 分		内 訳	
退職手当 (県の規定に準ずる)	[支給率]	区 分	自己都合 早期退職・定年
		勤続 20 年	19.6695 月分 24.586875 月分
		勤続 25 年	28.0395 月分 33.270750 月分
		勤続 35 年	39.7575 月分 47.709000 月分
		勤続 40 年	44.7795 月分 47.709000 月分
		(その他の加算措置)	
	定年前早期退職特例措置（２％～20％加算） 25年以上勤続した年齢50歳以上60歳未満の職員が、定年前に早期退職制度により退職する場合に加算があります。		
[令和 7 年度実績] 支給実績なし			
時間外勤務手当 (県の規定に準ずる)	[令和 7 年度実績] 1 人当たりの平均支給年額 839,556 円		
区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当	一定の管理又は監督の地位にある職員	事務局長	61,779 円
		事務局次長	54,068 円
		参事	46,358 円
		(注) 経営状況を踏まえ令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月は県職員の給与に関する条例で定める額から7.1％削減。	
[令和 7 年度実績] 支給実績なし			
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 扶養親族（子及び配偶者を除く）	6,500 円
		イ 子	13,000 円
		満15歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満22歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある子	1 人につき 5,000 円を加算
		[令和 7 年度実績] 1 人当たりの平均支給月額 28,000 円	

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けて いる者	借家・借間居住者の例に よった場合の額の2分の 1相当額
		〔令和7年度実績〕 支給実績なし	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	支給額	以下のア～オの金額の合計（上限 150,000 円）
		ア 交通機関等利用者	次の①又は②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,700 円 から 53,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等 利用	特別急行料金、高速自動車国道等特別料金等の額を加算
		エ 駐車料金を負担 している場合	駐車場の利用に係る料金を実費支給 (1月当たり 5,000 円を上限とする。)
		オ ノーマイカー運動 に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
		〔令和7年度実績〕 1人当たりの平均支給月額 3,829 円	
単身赴任手当 (県の規定に 準ずる)	異動等を原因として単身赴任となった職員	月額 30,000円＋加算額 〔加算額〕 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内で定める額。ただし、100キロメートル未満の場合は加算なし。	
		〔令和7年度実績〕 支給実績なし	

6 役員の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）				
区 分	給料・報酬月額	期末手当		備 考
理事長 （非常勤）	50,000 円	なし		理事会の承認を得て理事長が定める額
常務理事	256,300 円	6 月期 0.4775 月分 12月期 0.4775 月分	加算率45% 経営状況を踏まえ、期末手当について令和8年4月から令和9年3月は県職員の給与に関する条例で定める割合から年間1.17月削減した支給割合を適用。	
非常勤理事	1 回につき10,000 円	なし		
非常勤監事	1 回につき30,000 円			
〔令和7年度実績〕				
①常勤役員				
支給総額		支給者数	1 人当たり 平均支給月額 （期末手当等を含む）	
3,490,511 円		1 人	290,876 円	
②非常勤役員				
支給総額		支給者数	1 人当たり 平均支給月額	
850,000 円		7 人	10,119 円	
7 嘱託職員・非常勤職員等の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）				
区 分	給料・報酬月額	期末手当		勤勉手当
一般事務職	192,440 円以上	6 月期 0.479 月分 12月期 0.479 月分	6 月期 0.365 月分 12月期 0.365 月分	
〔令和7年度実績〕				
1 人当たりの平均支給月額		205,029 円		
8 給与制度の変更				
（1）変更内容				
区分	変更内容			変更理由
給料表（給料月額）	県の改正後の給料表に改正			県の制度に準じた改正

区分	変更後	変更前	変更理由
初任給月額	大学卒 223,582 円 高校卒 194,505 円	大学卒 212,572 円 高校卒 183,307 円	県の制度に準じた改正
期末手当 勤勉手当	6月 期末 0.7375月分 勤勉 0.9625月分 12月 期末 0.7375月分 勤勉 0.9625月分	6月 期末 0.725月分 勤勉 0.925月分 12月 期末 0.750月分 勤勉 1.000月分	県の制度に準じた改正
扶養手当	子 13,000円	子 11,500円 配偶者 3,000円	県の制度に準じた改正
通勤手当	支給額 以下のア～オの金額の 合計（上限150,000円）	支給額 以下のア～ウ及びオの金 額の合計（上限150,000 円）にエの額を加算した額	県の制度に準じた改正
	ア 交通機関等利用者 略	ア 交通機関等利用者 略	
	イ 自動車等使用者 略	イ 自動車等使用者 略	
	ウ 特別急行列車等利 用 略	ウ 特別急行列車等利 用 略	
	エ 駐車料金を負担 している場合 駐車場の利用に係 る料金を実費支給 （1月当たり5,000円 を上限とする。）	エ 駐車料金を負担 している場合 （駐車場代の加算） 通勤のため4輪の自動車 を使用し、駐車場として公 署の敷地を利用する場合 に、当該利用に係る1月当 たりの職員負担額が5,000 円を超えることとなると任 命権者が認める公署に勤務 する職員に支給（1月当 たり1,000円を上限とす る。） （パークアンドライド） 公共交通機関等及び自動 車等に係る通勤手当をとも に受けている職員が、公共 交通機関の利用に伴って駐 車場を利用し、駐車料金を 負担することを常例として いる場合に、当該駐車料金 に相当する額を支給（1月 当たり3,000円を上限とす る。）	
	オ ノーマイカー運動 に参加する場合 略	オ ノーマイカー運動 に参加する場合 略	
常務理事 期末手当	6月 0.4775月分 12月 0.4775月分	6月 0.465月分 12月 0.490月分	県の制度に準じた改正
(2) 適用日 令和7年4月1日（給料表、初任給月額） 令和8年4月1日（期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当）			